

(資金の確保)

第6条 国は、認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要な資金の確保に努めるものとする。

【要旨】

本条は、中小企業者が、認定計画に従って特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等を実施するのに必要な資金の確保について、国の決意と責務を宣言した規定である。したがって、本条によって直接的な法的効果を予定しているものではないが、資金の確保による具体的な方策としては、戦略的基盤技術高度化支援事業による予算措置や中小企業金融公庫による低利融資などが用意されている。

【解説】

資金の確保の具体的な方策の内容は以下のとおりである。

1. 戦略的基盤技術高度化支援事業

対象者 経済産業大臣から認定を受けた特定研究開発等計画に従った特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等を行う共同体

支援内容 重点化枠：(独) 中小企業基盤整備機構が交付元

委託金額 1～数億円／テーマ

研究期間 2～3年

支援内容 一般枠：経済産業局が交付元

委託金額 1億円未満／テーマ

研究期間 2～3年

備考 本委託費を利用する場合には、経済産業大臣による特定研究開発等計画の認定を受けるほかに、別途、国又は中小企業基盤整備機構の審査を受けることが必要であり、特定研究開発等計画の認定が、本委託費を保証するものではない。

2. 中小企業金融公庫による融資制度（企業活力強化資金）

対象者 特定研究開発等計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者

(1) 直近決算において償却後経常利益が赤字又は利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る繰越欠損金を有する方

(2) 最近の売上が前3年以内の対応する期間に比して10%以上減少している方

(3) (1) や (2) と同様に、困難な経営状況にあると認められる方

支援内容 (1) 貸付利率 基準利率 ただし2億7千万円を限度として特利③（担保及び保証人特例を適用する場合は、上乗せ利率が加算）

(2) 貸付限度額 直接貸付 7億2,000万円（うち長期運転資金は2億5,000万円）
代理貸付 直接貸付のほか1億2,000万円

(3) 貸付期間 設備資金 原則20年以内（うち据置期間2年以内）
長期運転資金 原則5年以内、特に必要と認められる場合7年以内（うち据置期間1年以内）

備考 貸付を受ける場合には、特定研究開発等計画の認定の他に中小企業金融公庫の金融審査を受けることが必要であり、特定研究開発等計画の認定が、直ちに本貸付を約束するものではない。